

第1 請求の受付

- 1 請求のあった日 平成15年8月22日
- 2 請求人 四日市市在住 藤本 光雄
- 3 請求の要旨

監査請求書に記載されている事項及び請求人の陳述内容を勘案した結果、請求の要旨を次のように解した。

- (1) 市道・海蔵川諏訪線の道路環境整備工事により新しい側溝の位置を従来からあった戦災復興土地区画整理事業で設置した側溝の位置から変更し、そのことにより市道の幅員を減少させ、市の財産管理上に損害を与えている。したがって、戦災復興の土地区画整理事業で確定している道路幅に復元することを求める。
- (2) 市道・海蔵川諏訪線の道路環境整備工事による前払金の支出は、市の工事執行規則第40条に規定している前払金の用途に関する条項に該当しない支出であり、契約日と前払金の支出の時期からみても不当な公金の支出である。前払金の保証証書の日付より以前に本体工事請負契約を締結することは違法な契約の締結である。市の工事執行規則第39条には工事請負代金の10分の4以内の額の前払金を支出することができることになっているが、工事費用の内容を精査せず、例えば、下請金額を差し引いた額に4割を乗ずるべきであるのに、単純計算して請負代金総額の4割を前払金として支出することは公金の無駄使いであり、不必要な経費を支出することになり、不当な公金の支出に該当する。また、工事費用の積算書である代価表は市の工事執行規則第40条で規定している前払金の用途について特定できる書式になっていない。チェックのできない書式による公金の支出は管理怠慢であり、したがって、払う必要のない前払金を支出したことによる市の損害額の利息相当額の返還を求める。

請求の事実を証する書面については、工事請負契約書、同平面図及び標準断面図、前払金保証証書、請負工事一部下請届、代価表など5点が提出された。

4 請求の受理

本件監査請求について、平成15年8月22日付けで受理した。

第2 監査の実施

本件監査請求について、法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成15年8月25日に法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象部局の事情聴取

平成15年8月27日に現地調査を行い、平成15年9月1日に都市整備部長、管理課長、用地課長、道路整備課長他12名から事情聴取を行った。

3 監査対象事項

- (1) 市道・海蔵川諏訪線の道路環境整備工事により新しい側溝の位置を従来からあった戦災復興土地区画整理事業で設置した側溝の位置から変更し、そのことにより「市道の幅員を減少させ、市の財産管理上に損害を与えているか否か。」についてを監査対象事項とした。
- (2) 市道・海蔵川諏訪線の道路環境整備工事による「前払金の支出は、不当な公金の支出に該当するか否か。」についてを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

本件監査請求については請求に理由がなく棄却とする。

理 由

(1) 本件については平成15年8月27日に現地調査を行い、関係職員からの事情聴取及び監査対象部局から提出された資料について調査した結果、本件監査請求があった工事名及び道路敷地については、次のとおりであった。

・工事名 海蔵川諏訪線道路環境整備工事(中部)

契約日 平成15年2月17日

工 期 平成15年2月17日から6月30日まで

請負代金 7,068,600円

(前払金 2,820,000円)

・東日本建設業保証株式会社を保証会社とする前払金保証証書が平成15年3月5日付けで提出されている。

・前払金支払日 平成15年3月10日

・道路名 市道・海蔵川諏訪線

起点・終点 浜一色町28～諏訪町135

敷地の幅員 6.0m～14.5m、 延 長 1,414.3m

市道認定日 昭和59年3月31日

また、本件監査請求の対象となる当該道路工事の区間について、その所有関係を調べてみると、次のとおりである。

所 在 四日市市諏訪町

地 番 1番10

地 目 公衆用道路

地 積 310㎡

所有者 四日市市

(2) 地方公共団体の保有する土地は膨大な数に上り、それらすべてについて格別の必要性もないままに境界確定の作業を行うことは、無用な出費を地方公共団体に強いる結果となり、むしろ違法又は不当な財務会計行為に該当する可能性がある。すなわち、地方公共団体の保有する土地について、厳密な範囲の境界確定作業を行わないことは、常にその財産価値を危うくするものではなく、土地の財産的価値を維持、保全を実現するため、どんな方法によるどれだけの作業が必要かは、個々の土地にまつわる事情等に応じて個別に決すべきことであり、土地の境界につき隣地所有者との紛争が生じている場合や、境界が明確でないことにより財産の現実の使用に支障が生じている場合、また、一定の行政目的のために新たに取得した土地の境界が不明確な場合などには、土地の境界の確定作業を行うことが当該土地の財産的価値を維持、保全することを目的とする行為に該当することもあり得るが、このような事情のない場合にすべての境界の確定を行うことは、一般行政上の管理事務に過ぎず、財務会計行為としての性質を有しない。

本件監査請求があった当該工事については、旧東海道の趣の向上を図るとともに安心して歩くことができる歩行空間づくりを目的に、舗装整備や蓋付側溝・L型側溝を整備し、平成15年2月17日に海蔵川諏訪線道路環境整備工事(中部)として施行された工事である。

当該工事では、既存U字側溝の道路側上部を取り壊し、L型側溝に改修を行い、その際に、隣接する民有地側の構造物の損傷を防ぐため、歩車道境界ブロックと民有地側既存側溝との隙間に

は間詰コンクリートを施工している。

現場の私有地側構造物の多くが既存側溝に接する形で設置されており、こうした場所で既存側溝の私有地側部分を取り壊せば、その影響を受けて私有地側構造物に損傷が発生することが相当の確率で予想されるために既存側溝の内側に新しいL型側溝を布設し、間詰コンクリートを施工したというものである。

また、民地側構造物に影響のない一部駐車場の場合は、既存側溝の私有地側を取り壊してL型側溝を布設しているが、私有地側の既存側溝底部を当該工事着手前そのまま残し、L型側溝を設置している。

以上のことから、既存側溝の一部は残して道路の形態を変更したもので、財産上の私有地と道路敷地との境界を変更したのではなく、道路敷地に増減は認められず、請求人が指摘する市の財産上に損害が生じる蓋然性はなく、不当に財産の管理を怠っているとはいえない。

戦災復興土地区画整理後の道路敷地において、また、当該側溝加工前から加工後において、長年、官民境界について争いがなく、平穩に経過している現在の状況にあっては、改めて境界の確認行為をする必要はなく、また、加工前に存在した側溝壁の民地側一部は残されており、L型側溝の工事を行った結果、現に存在していた戦災復興土地区画整理時の境界線の移動はないと考える。

したがって、本件道路環境整備工事により、市の財産上に損害が発生しているとする本件監査請求には理由がないものと認められる。

よって、本件監査請求にいう財産管理を怠る事実はなく、請求を棄却する。

(3) 次に、「当該工事請負契約による前払金の支出が不当な公金の支出に該当するか否か。」について判断する。

公共工事における前払金については、一般に工事の着工にあたっては、多額の資金を必要とするものもあり、請負者が着工に必要な労働力、資材等を円滑に確保し、工事を円滑に施工することができるよう発注者が前金払いをし、工期限内に工事の完成品を受け取ることができるよう保障する制度である。

その根拠については、地方自治法第232条の5第2項において、「地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。」と定められている。また、地方自治法施行令附則第7条において、「地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、平成11年の地方自治法改正により、当該経費の3割（当該経費のうち、総務省令で定めるものにつき、当該割合によることが適当でない認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加え、または当該割合から1割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、前金払いを行うことができる。」と規定されており、これを受けて、四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号。以下「工事執行規則」という。）第39条で「請負者は、保証事業会社と当該請負工事又は工事の設計、調査若しくは測量業務の工期を保証期間として、同条第5項に規定する前払金の保証に関する契約を締結したときは、当該契約に係る保証証書を市長に寄託した上で、当該証書記載の保証金額の範囲内において、工事にあつては請負代金の10分の4以内の額、工事の設計、調査若しくは測量業務にあつては請負代金の10分の3以内の額を請求することができる。」と前払金の請求手続きを規定しているものである。

また、前払金の使途等については、同工事執行規則第40条に、「請負者は、前払金の保証契約に定める範囲内で当該請負工事又は工事の設計、調査若しくは測量業務の材料費、労務費、損料、動力費、支払運賃、修繕費及び仮設費等で市長が必要と認める経費以外の支払いに充ててはならない。」と規定されている。

保証事業会社からの保証契約約款第15条によれば、「請負者は前払金を受領したとき、保証会社があらかじめ業務委託契約を締結している金融機関の中から、請負者が選定した金融機関に別口普通預金として預け入れなければならない。請負者は、前払金を保証申込書に記載した目的に従い、適正に使用する責任を負い、預託金融機関に適正な使途に関する資料を提出して、その確認を受けなければ、別口普通預金の払出しを受けることができない。」となっており、保証契約を保証事業会社と締結したことにより、前払金の使途がチェックされる仕組みになっているものである。

以上のことから、「前払金の使途は、測量業務の材料費、労務費、損料、動力費、支払運賃、修繕費及び仮設費等に限られる。」という請求人の指摘については、本市の工事執行規則第39条及び第40条の規定から判断すると、請負者から保証事業会社の保証証書が市長に3月5日付けで寄託されていること、当該前払金の支出については、工事執行規則に定められている請負代金の10分の4以内の額で執行されていることから、不当な公金の支出に該当するものとは認められない。

前払金の支出時期についても、当該工事請負契約の締結後に、請負者が保証事業会社との保証契約を締結した上で、前払金を市長に請求したものであり、工事執行規則第39条に基づく適正な請求であり、かつ、当該工事請負契約書第34条第2項に定める14日以内に請負者に前払金として支出しており、違法な契約又は不当な公金の支出に該当するものとは認められない。

工事請負契約の期間内に適正な手続きにより、本市の工事執行規則の基準内（工事にあっては請負代金の10分の4以内の額）の前払金の請求に基づき支払いを行っていることが、請求人が指摘する下請代金を差し引いていないからといって過大な支払いとは認められない。

前払金については、工事執行規則第39条の規定により、請負代金の一定割合の基準内で支出しており、保証事業会社からの保証証書が寄託されておれば、前払金の使途監査は、むしろ、保証事業会社に求められる（公共工事の前払金保証事業に関する法律第27条）ものであり、工事経費の積算書である代価表に「材料費」が特定されていないからといって、不当な公金の支出に該当するとは認められない。

したがって、当該工事請負契約に基づく前払金の支出が違法又は不当な公金の支出とする本件監査請求には理由がないものと判断した。

よって、本件監査請求は、本市の財務会計上、違法又は不当な公金の支出には該当しないことから請求を棄却する。

四日市市への付言

監査の結果は以上のとおりであるが、戦災復興土地地区画整理事業区域内における道路工事を施行した箇所において、必要と認める事項が見受けられるので、次のとおり要望する。

- (1) 今回の道路環境整備工事は、隣接する民有地側の構造物の損傷を防ぐため、また、費用対効果の観点から既存側溝の内側に新しいL型側溝を布設している。このこと自体は、直ちに財産管理を怠っているとは言えないが、将来において隣接する地権者からL型側溝が道路との官民境界であると錯誤されることがないように留意すること。